



道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり
公示する。

令和 8 年 9 月 15 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 樹

記

- 1 聴聞の期日
- 2 聴聞の場所

令和8年9月30日
水戸市笠原町978-6
茨城県警察本部2階 聴聞会場